

3 消安第 8 3 4 号
令和 3 年 4 月 30 日

財務省関税局監視課長 殿
財務省関税局業務課長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

国際スポーツイベントのために来日する馬術競技団体のために我が
国に持ち込まれる動物用医薬品等の輸入監視について（依頼）

平素より動物薬事行政に御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

専ら動物に使用することを目的とした医薬品、医薬部外品及び医療機器（以下「動物用医薬品等」という。）の輸入監視については、「動物用医薬品等の輸入監視について」（平成 26 年 11 月 17 日付け 26 消安第 4019 号農林水産省消費・安全局長通知）により、貴職の協力を得て実施しているところです。

今般、東京で開催されるオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の馬術競技に際し、各国又は地域の馬術競技団体の来日が予定されています。

これを踏まえ、今後、日本において開催される国際スポーツイベントの馬術競技のために来日する団体に同行する獣医師（以下「チームドクター」という。）又は日本の獣医師免許を有する者（以下「日本獣医師」という。）が、入国時に持ち込もうとする、海外のスポーツ団体等から直接送付を受けるなど当該競技のために輸入しようとする動物用医薬品等については、別記のとおり取り扱うこととしますので、御理解の上、特段の御配慮をお願いします。

なお、本取扱いについては、今般の東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会を適用対象とすることとします。また、今後、本取扱いの適用対象とする国際スポーツイベントの馬術競技については、当該国際スポーツイベントの開催前に、その都度御連絡いたします。

国際スポーツイベントのために来日する馬術競技団体のために我が国に持ち込まれる動物用医薬品等に係る手続及び税関における確認依頼事項

- 1 チームドクター又は日本獣医師（以下「チームドクター等」という。）は、事前に別紙1「日本に持ち込む動物用医薬品、医薬部外品及び医療機器の一覧表」の「持込み報告」の欄に製品名及び数量を記入したもの並びに別紙2「誓約書」について、それぞれの正本及び副本を国際スポーツイベントの主催者（以下単に「主催者」という。）を通じ、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長（以下「畜水産安全管理課長」という。）に提出する。
- 2 畜水産安全管理課長は、1で提出された別紙1及び別紙2の内容を確認し、適当と認められる場合には、それぞれの正本に「輸入確認済」の印を押印し、別紙3「確認書」と併せて証明書として発給し、主催者を通じてチームドクター等に交付する。なお、発給した証明書は、別紙3で畜水産安全管理課長が認める期間に限り有効とする。
- 3 チームドクター等は、動物用医薬品等を輸入しようとする都度、2の証明書を税関に提示する。
- 4 税関は、チームドクター等から提示された2の証明書について、「輸入確認済」の印が押印されていること、及び持込み数量が別紙1に記載されている数量と一致している又は内数に収まっていることを確認した上で、別紙1に税関が確認した日付を記載し、確認印を押印の上、返却する。
- 5 チームドクター等が輸入業務を代理人に代行させている場合は、通関手続の際に、代理人が2の証明書とともにチームドクター等が作成した委任状を税関に提示する。

List of Drugs, Quasi-Drugs and Medical Devices for Veterinary Use to be brought into Japan

By (hand luggage / cargo) (please circle the applicable one)

Bring-in Report			Usage Report(Quantity)		
Name of product	Quantity	Customs Confirmation Date	Used	Unused (or non-disposable medical devices)	Disposed

日本に持ち込む動物用医薬品、医薬部外品及び医療機器の一覧表

携帯品/貨物

(該当する方に○を付けて下さい)

持込報告			使用報告(数量)		
持込報告	数量	税関確認 年月日	使用数量	未使用数量(又 は廃棄不可の医 療機器)	廃棄数量

information

List of Drugs, Quasi-Drugs and Medical Devices for Veterinary Use to be brought into Japan

By (hand luggage / cargo) (please circle the applicable one)

Bring-in Report			Usage Report(Quantity)		
Name of product	Quantity	Customs Confirmation Date	Used	Unused (or non-disposable medical devices)	Disposed
Aspirin tablet 200mg	100tablet		90tablet		10tablet
Tetracilin capsule 50mg	100 tablet		20tablet	80tablet	
Anaphylaxis Emergency Treatment Kit (containing : 1 syringe of Epinephrine intermuscular injecton 1ml and 4 tablets of Chlopheniramine 2mg)	1 kit			1kit	
stethoscope	1 set			1 set	

Commitment Form

Date: date/month/year

To the Director of Animal Products Safety Division

Veterinary Medical Products (Drugs, Quasi-Drugs and Medical Devices for Veterinary Use) to be Brought into Japan

The drugs, quasi-drugs and medical devices for veterinary use to be brought into Japan as treatment for the member animals of our national delegation in (name of national sports event) are listed in the documents attached to this paper (Attachment 1).

Furthermore, I declare that the following articles shall be strictly observed concerning the bringing of the items:

1. The drugs, quasi-drugs and medical devices for veterinary use to be brought into Japan will be used on my responsibility for the purpose of diagnosis, remedies and prevention of diseases exclusively for the member animals of our delegation, and none will be sold or transferred to others.

2. Before our delegation leaves Japan, I will report on the number of used, unused or disposed drugs, quasi-drugs and medical devices for veterinary use to the Director of Animal Products Safety Division.

3. After the competitions, all drugs, quasi-drugs and medical devices in available for veterinary use that were brought into Japan will be disposed or taken back home.

Name of Delegation: _____

Name of Representative: _____

Name of Veterinarian: _____

Signature (Veterinarian) _____

Address in Japan: _____

Tel: _____

Fax: _____

e-mail: _____

誓約書

年 月 日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長 殿

日本に持ち込む動物用医薬品等（動物用医薬品、医薬部外品及び医療機器）について

（国際スポーツイベント名）に当たり、当団体一員の動物の診療用として、日本へ持ち込む動物用医薬品等を別添の一覧表（別紙1）に記載します。

なお、持込品に関しては、下記事項を厳守することを誓約いたします。

1. 日本に持ち込む動物用医薬品等は、当団体の動物への病気の診断、治療及び予防の目的のみに使用するとともに、使用に関わる一切の責は当団体が負うこととします。また、当該動物用医薬品等を他者に販売・授与はしません。
2. 当団体が日本を去る前に、動物用医薬品等の使用、未使用及び廃棄した数量を畜水産安全管理課長宛てに報告します。
3. 大会終了後、使用可能な動物用医薬品等は全て廃棄するか、又は自国へ持ち帰ります。

団体名: _____

代表者名: _____

獣医師名: _____

サイン(獣医師)_____

(日本での滞在住所) _____

(電話) _____

(Fax) _____

(e-mail) _____

(Name of International sport event)

(Name of Country) (Name of Delegation)

(Name of Veterinarian)

Confirmation

We conformed that the drugs, quasi-drugs and medical devices for veterinary use listed in the documents attached to this paper will be used as treatment for the member animals of your national delegation in (Name of International sport event).

The term of this confirmation shall end (the final day of competition) from the issued date. After the competitions, you must return this documents to (manager of sports event).

Date: (date/month/year)

Director of Animal Products Safety Division
Food Safety and Consumer Affairs Bureau
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(国際スポーツイベント名)

(国名) (団体名)

(チームドクター又は日本獣医師の氏名) 殿

確 認 書

別添の一覧表に記載された動物用医薬品等については、(国際スポーツイベント名)における貴団体の動物のために使用される物であることを確認しました。

本書の有効期間は、発給日から(年 月 日 (イベント終了日))までとします。

大会終了後に本書は(イベント主催者名) に返却してください。

年 月 日

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課長